

令和4年12月12日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

## 厚生常任委員会資料

(令和4年12月7日付託分)

### 附属資料

健康医療局

目 次

ページ

|   |                                |   |
|---|--------------------------------|---|
| 1 | 事務処理の特例に関する条例 新旧対照表 .....      | 1 |
| 2 | 神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例 新旧対照表 ..... | 3 |

1 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

| 改 正   |     | 現 行  |     |
|---|-----|--|-----|
| 第1条～第3条（略）<br>別表（第3条関係）   |     | 第1条～第3条（略）<br>別表（第3条関係）  |     |
| 1～37（略）   | （略） | 1～37（略）  | （略） |
| 38 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務<br>(1) 法第33条の規定により、氏名、住所等の届出（ <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う届出を除く。</u> ）を受理すること。 | （略） | 38 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務<br>(1) 法第33条の規定により、氏名、住所等の届出_____ | （略） |
| 39（略）   | （略） | 39（略）  | （略） |
| 40 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務<br>(1) 法第6条第3項の規定により、氏名、住所等の届出（ <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う届出を除く。</u> ）を受理すること。                 | （略） | 40 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務<br>(1) 法第6条第3項の規定により、氏名、住所等の届出_____   | （略） |
| 41～50（略）  | （略） | 41～50（略）   | （略） |
| 51 歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務<br>(1) 法第6条第3項の規定により、氏名、住所等の届出（ <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う届出</u>                               | （略） | 51 歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務<br>(1) 法第6条第3項の規定により、氏名、住所等の届出_____   | （略） |

| 改 正           |     | 現 行           |     |
|---------------|-----|---------------|-----|
| を除く。) を受理すること |     | _____ を受理すること |     |
| 。(2) (略)      |     | 。(2) (略)      |     |
| 52～160 (略)    | (略) | 52～160 (略)    | (略) |

2 神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例（平成22年神奈川県条例第15号）新旧対照表

| 改 正   | 現 行  |
|---|--|
| <p>(定義)<br/>           第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域医療医師育成課程 将来県内において産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。）、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科、脳神経外科及び総合診療を担う診療科（第5号においてこれらを「地域医療関連診療科」という。）を担当する医師の育成及び確保を図るための医学を履修する課程として、<u>卒業後に一定の期間にわたり県内において医師の業務に従事する意思を有する入学者を選抜するための制度を設けている</u>大学（以下「大学」という。）に置かれる課程をいう。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> | <p>(定義)<br/>           第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域医療医師育成課程 将来県内において産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。）、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科、脳神経外科及び総合診療を担う診療科（第5号においてこれらを「地域医療関連診療科」という。）を担当する医師の育成及び確保を図るための医学を履修する課程として<u>学校法人北里研究所、学校法人聖マリアンナ医科大学、学校法人東海大学及び公立大学法人横浜市立大学が設置する</u>大学（以下「大学」という。）に置かれる課程をいう。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> |